

農業農村整備事業用
設計積算単価表
(令和元年8月)

公表用閲覧図書

滋賀県農政水産部

公表用

農業農村整備事業用設計積算単価公表に係る閲覧注意事項

1. 公表内容

~~ア) 労務単価~~

イ) 地域資材単価

~~ウ) 地区資材単価~~

エ) 市場単価

オ) 見積もりによる資材価格・歩掛かりの決定方法について

2. 公表図書

「農業農村整備事業用設計積算単価表（令和元年8月）公表用閲覧図書」

3. 公表場所

県民情報室

各農業農村振興事務所田園振興課

滋賀県ホームページ

4. 閲覧方法

ア) 上記内容の公表は令和元年8月1日からとします。

イ) 公表図書の持ち出しは禁止します。

ウ) 公表図書に関する質問は文書によることとし、住所、氏名、連絡先電話番号、質問事項を記入の上直接耕地課へ提出（郵送）してください。

提出された質問には、後日耕地課から回答します。

送付先 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県庁 農政水産部耕地課 企画・技術管理係

エ) 公表内容に関する電話での問い合わせは応じませんのでご了承下さい。

5. 閲覧時間

平日の9:00～12:00および13:00～17:00とします。

（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律で規定する休日はいりません。）

※滋賀県ホームページにおいては時間を問わず閲覧できます。

第2編 地域資材単価

【地域資材単価の取扱い】

・掲載資材単価について

- (1) 原則として、メーカーまたは流通業者が継続的取引関係にある建設工事業者、資材加工業者等の大口需要者との間で取引されている、大口需要者渡し価格である。
- (2) 特に記載がない限り、大型車進入可能地点までの現場持込価格(運賃、荷卸込み)である。
- (3) 物価資料に掲載のある単価については、「建設物価((一財)建設物価調査会)」に掲載のある単価を採用している。

地域資材単価

単価適用年月日 令和元年8月1日

コード	名称	規格	補足	単位	単価	備考
	ガソリン	JIS2号 レギュラースタンド		L		建設物価770
	軽油	JIS1.2号 小型ローリー		L		建設物価770
	軽油	JIS1.2号 ローリー		L		建設物価770
	灯油	JIS1号 白灯油 業務用 小型ローリー		L		建設物価770
	アセチレンガス	ボンベ		kg		建設物価773
	軽油	JIS1.2号 スタンド		L		建設物価770
	軽油	ハトール給油	小型ローリー	L		建設物価770
	免税ガソリン(レギュラー)	スタンド		L		
	免税軽油(1.2号)	ローリー渡し		L		
	免税軽油(1.2号)	小型ローリー渡し		L		

地域資材単価

単価適用年月日 令和元年8月1日

コード	名称	規格	補足	単位	単価	備考
	コルゲートRFフリューム 本体 (買戻価格控除済)	10B 幅1000×高1000mm 板厚2.7mm		m	26,100.00	特別調査
	コルゲートRFフリュームフレーム (買戻価格控除済)	10B 幅1000×高1000mm 板厚2.7mm		組	9,600.00	特別調査
	コルゲートRFフリューム パッキング	10B 幅1000×高1000mm 板厚2.7mm		m	4,300.00	特別調査
	コルゲートRFフリューム ロックワッシャー	10B 幅1000×高1000mm 板厚2.7mm		m	410.00	特別調査

第4編 市場単価・
土木工事標準単価

【市場単価・土木工事標準単価の取扱い】

・掲載単価について

- (1) 次の単価は材料費等を含んでいないので、別途計上が必要である。
詳細については、「土木コスト情報((一財)建設物価調査会)」および「土木施工単価((一財)経済調査会)」を参照すること。

◇市場単価

- ・鉄筋(一般構造物)、(場所打杭用かご筋)
- ・横断・転落防止柵設置
- ・ガードパイプ 部材(パイプのみ)設置
- ・道路標識(建柱・片持式)、(建柱・門型式)、(標識板・案内・既製品)、(添架式標識取付歩道橋)
- ・サンドドレーン工
- ・サンドコンパクションパイル工
- ・橋梁用伸縮継手
- ・橋梁用埋設型伸縮継手
- ・モノレール運搬(モノレール機械器具損料は別途)
- ・索道運搬(索道機械器具損料は別途)
- ・現場内小運搬

◇土木工事標準単価

- ・U型側溝
- ・区画線工(溶融式)、(ペイント式)
- ・自由勾配側溝
- ・蓋板

- (2) 市場単価および土木工事標準単価の適用条件等については、「土木コスト情報((一財)建設物価調査会)」および「土木施工単価((一財)経済調査会)」を参照すること。
- (3) 市場単価および土木工事標準単価については、「土木コスト情報((一財)建設物価調査会)」に掲載のある単価を採用している。

第5編

見積もりによる資材価格・
歩掛かりの決定方法について

1. 滋賀県農業農村整備事業工事における資材価格決定について(見積もりによる場合)

(1) 積算に用いる資材価格の採用方法は、次のとおりとする。

①一般的な資材(下記②以外)の場合は、異常値を除いた平均価格を積算資料とする。

異常値：見積価格の平均値を中心に±30%の範囲を超えるもの

②揚水機設備および水管理制御施設等の機器価格の場合は、異常値を除いた最低価格を積算資料とする。なお、単体品として切り離せない複数機器で構成される一体設備の場合は、一体的設備毎の合計の最低価格を採用する。

(2) 資材と歩掛かりを併せて見積徴収した場合の採用方法は、次のとおりとする。

①見積比較については資材と歩掛かりを併せた価格で行う。

②資材と歩掛かりを併せた価格のうち異常値を除いた最低価格を積算資料として採用する。

③切り離せない複数の歩掛かりで構成される一体的な作業の場合は、一体的作業の合計で最低となる見積書を積算資料として採用する。

(3) (1)で採用した価格が適正な価格でない恐れがあると判断した場合は、類似品の設計積算単価および物価資料価格と比較検討し、適正な価格を決定するものとする。

(4) 決定価格の端数処理は有効数字 3 桁とする。ただし、100 円未満の資材については単位止めとする。端数は切り捨てとする。

2. 滋賀県農業農村整備事業工事における歩掛かり決定について(見積もりによる場合)

(1) 見積もりによる歩掛かりは異常値を除いたのち、該当年度の労務単価等を代入した合計額に対して最多頻度の価格(過半数以上が同一の価格)となる歩掛かりを採用する。

(2) 複数の歩掛かりで構成される一体的な作業の場合は、その作業の合計額に対して最多頻度の価格(過半数以上が同一の価格)となる歩掛かりを一体的に採用する。

(3) 最多頻度の価格が特定できない場合は、平均値に最も近い見積書の歩掛を

採用する。

- (4) 変更積算時は受注者（施工者）より見積を徴取し、適用性を確認したうえで採用する。